

「アゾキシストロビン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1．経緯

平成16年11月16日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「アゾキシストロビン」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2．「アゾキシストロビン」の概要

本薬は、殺菌剤であり、本年11月現在、米、小麦、てんさい、きゅうり、もも、茶等に登録があり、平成13年7月に食品衛生法に基づく残留農薬基準が告示されている。今回、新たにだいこん、ピーマン等への適用拡大が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていないが、アメリカ、ヨーロッパ諸国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドをはじめ、多数の国々において登録されている。

3．今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「アゾキシストロビン」の食品中の残留基準設定について検討する。